

地方公会計制度の目的

現在の自治体予算・決算制度は、現金の収支を議会の議決（チェック）による、予算の適正かつ確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しています。

これはわかりやすいというメリットもありますが、現金のみの移動に着目しているため、資産、負債といった自治体会計全体を把握することが出来ないというデメリットもあります。

この点を改めるため、従来の現金主義による決算に加え、発生主義、複式簿記といった企業会的な手法を用いた財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の開示が行われているところであり、一般的には「地方公会計」制度といわれています。

本市では、これまで決算統計データを活用した「総務省方式改定モデル」で作成していましたが、平成 29 年度（平成 28 年度決算）より「*統一的な基準」に基づき作成することとしています。

*統一的な基準…「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月：総務省）」

財務書類の内容、目的

財務書類は以下の 4 表となっています。

名称	内容	何が分かるか
貸借対照表	一定時点（年度末）における本市が保有している資産、負債の状況	資産をどれだけ保有しているか、将来世代の負担がどれくらいあるか。
行政コスト計算書	一定期間（年度間）における資産形成につながらない行政サービスに要したコストとその財源	経常的な行政サービスにどれだけの費用がかかっているか。
純資産変動計算書	一定期間（年度間）における純資産の変動状況	これまでの世代が蓄えてきた資産が増えたのか、減ったのか。
資金収支計算書	一定期間（年度間）における資金の出入りの状況	どういった行政サービスに、どれだけの費用がかかっているか。

財務書類作成にあたって

財務書類の作成にあたって、以下の基準で作成しています。

○対象となる会計：一般会計及び特別会計

（国民健康保険事業、自転車競技事業、土地取得事業、後期高齢者医療、介護保険事業）

○作成の基準日：当該年度末日（3月31日時点）

○対象となる期間：4月1日～翌年3月31日

I 貸借対照表

1 貸借対照表とは

- 一定時点における財務状況を明らかにするため資産、負債及び純資産を記載したもの。
- 左側（借方）に、「資産（これまでに形成された市の行政サービスを提供するための経営資源）」、右側（貸方）に、資産を形成するにあたり、将来世代が負担する「負債」、これまでの世代が既に負担してきた「純資産」を計上。

借方（資金の使途）	貸方（資金の調達方法）
〔資産〕 これまでに形成された市の行政サービスを提供するための経営資源 （固定資産、流動資産）	〔負債〕 将来世代が負担する金額 （固定負債、流動負債）
	〔純資産〕 これまでの世代が負担した金額 （固定資産等形成分、余剰分）

2 項目について

〔資産の部〕

将来の行政サービスの提供能力を有するもの又は将来の資金流入をもたらすものを表したもので、「1 固定資産」「2 流動資産」に区分されています。

1 固定資産：長期間にわたり行政サービスを提供するために使用されるもの。

（1）有形固定資産：土地、建物、物品等

- ・ 減価償却累計額：長期間にわたって使用される固定資産の取得に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって配分する手続き（減価償却）。減価償却累計額とは、減価償却を積み上げたもの。

※ 土地、美術品、建設仮勘定等には、減価償却はかかりません。

- ・ 建設仮勘定：完成前の有形固定資産への支出経費を仮に計上しておくもの。完成した段階で本勘定に振り替える。

（2）無形固定資産：用益物権（地上権、借地権等）、無体財産権（特許権、著作権等）、ソフトウェア等

（3）投資その他の資産：有価証券、出資金等

2 流動資産：原則として1年以内に回収される資産のこと。

（1）現金預金：保有している現金及び金融機関に預けている預金のうち基金に属さないもの。

（2）未収金：市税、使用料・手数料等の収入未済額については、決算書の収入未済額のうち、長期延滞債権計上額を除いた額を計上。

また未収金のうち徴収不能となることが見込まれる額については、徴収不能引当金（マイナス表示。今年度を含む過去5年間の不納欠損実積率により算出）として計上。

（3）基金：財政調整基金、減債基金を計上

〔負債の部〕

将来の支払義務の履行により資金流出をもたらすもので、将来世代の負担となるもの。支払時期が1年超の「1 固定負債」と1年以内の「2 流動負債」に区分して表示されています。

1 固定負債：支払時期が1年超のもの

- (1) 地方債：地方公共団体が負っている借金（市債）で、個々には翌々年度以降に返済が行われる予定のものを計上
- (2) 長期未払金：債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、翌々年度以降の支払予定額を計上
- (3) 退職手当引当金：基準日において、在職する全職員が退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額から翌年度支払予定退職手当の額（流動負債に計上）を除いた額を計上
- (4) 損失補償等引当金：債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の額を計上

2 流動負債：支払時期が1年以内のもの

- (1) 1年内償還予定地方債：地方債の基準日現在の残高のうち、翌年度に返済が行われる予定の元金償還額を計上
- (2) 未払金：負債に計上される債務負担行為のうち、翌年度支払予定額を計上
- (3) 賞与等引当金：翌年度6月の期末勤勉手当については、当該年度12月から翌年度5月までの6ヵ月間を支給対象期間としているため、そのうち4ヵ月分（12月から翌年3月まで）は、今年度の負担相当額を計上

〔純資産の部〕

資産合計と負債合計の差額が〔純資産〕であり、負債と異なり返済義務がないもので、これまでの資産形成額を表します。

「1 固定資産等形成分」と「2 余剰分（不足分）」に区分して表示され、

- 1 固定資産等形成分：資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されるもの
- 2 余剰分（不足分）：それ以外のもの

II 行政コスト計算書

1 行政コスト計算書とは

- 資産形成につながらない行政サービスの提供のために地方公共団体がどのような活動をしたのかについてコスト面から把握しようとするもの。
- 民間企業では損益計算書にあたるもの。

2 項目について

〔純経常行政コスト〕

地方公共団体が行政サービス提供のため要したコスト（費用）を集計したもの。以下の区分に分類。

1 業務費用

(1) 人件費	職員給与費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額等
(2) 物件費等	物件費、維持補修費、減価償却費等
(3) その他の業務費用	支払利息、徴収不能引当金繰入額等

2 移転費用

(1) 補助金等	一部事務組合負担金、各種団体に対する補助金等に要する経費
(2) 社会保障給付	障害者、高齢者に対する援護措置、児童手当等の給付、生活保護費等に要する経費
(3) 他会計への繰出金	特別会計等他会計に対する繰出に要する経費

〔経常収益〕

施設の使用料金等行政サービスの提供に対する直接の対価として得られた使用料、手数料といった受益者負担の1年間の調定額。

Ⅲ 純資産変動計算書

1 純資産変動計算書とは

- 一定期間において、純経常行政コストの動き、国府補助金や税収等一般財源の投入により、貸借対照表の〔純資産の部〕に計上されている各項目がどのように変動したのかを表すもの。
- 純資産（1年間でこれまでの世代が負担してきた部分）が増えたのか、減ったのかが分かる。

2 項目について

〔純行政コスト〕

行政コスト計算書で、純経常行政コスト（経常費用から経常収益を差し引いたものをマイナス表記に反転）から、臨時損失・臨時利益を差し引きし、計上。

〔財源〕

税収等	市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税等
国府補助金	国庫支出金、府補助金

〔固定資産等の変動（内部変動）〕

純資産を形成する科目相互間での資金の変動を明示するために設けられたもの。

〔資産評価差額〕

貸借対照表で、売却可能資産を時価評価したこと等による、評価替の差額によるもの。

〔無償所管換等〕

寄附等により無償で資産を受贈した場合に貸借対照表に追加計上した評価額。

IV 資金収支計算書

1 資金収支計算書とは

- 支出をその性質に応じて区分し、それに対応する財源を収入として表示したもの。
- 区分することにより、どのような要因で資金が増減したのかがわかりやすくなる。

2 項目について

〔業務活動収支の部〕

経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上。

業務収入	市税、使用料、手数料など
業務支出	人件費、物件費、社会保障給付など

〔投資活動収支の部〕

公共資産の整備に要する資金収支を計上。

投資活動収入	国府補助金など
投資活動支出	公共施設等整備費支出、投資及び出資金支出など

〔財務活動収支の部〕

出資、貸付、積立、返済等に要する資金収支を計上。

財務活動収入	地方債発行収入など
財務活動支出	地方債償還支出など